

「聞きちゃってんしゃい!ふくつ便」



市広報秘書課
☎43・8113

分別収集日を変更してほしい

匿名希望 さん

聞きちゃってんしゃい!

Q 分別収集日についてですが、始まってから日にちの変動が全くありません。私は第一週の日曜日なのですが、道路掃除や草取りのほとんどが第一週なので、いつも半日つぶれてしまいます。毎年交代してくれとは言いませんが、もうそろそろ変えてほしいです。

毎年各戸に分別のパンフレットを配っているくらいだから、次の年の収集日予定を知らせるくらい簡単じゃないでしょうか。

A 分別収集は第一日曜日から第四日曜日のいずれかに開催しています。分別収集日の変更ですが、各行政区との協議および調整により、現在の第何日曜日と決定しています。

また、分別収集では、コンテナやフレコンの配布・回収が生じるため、行政区を集約するこ

とによる分別収集の効率化を図っています。市民の皆さんには申し訳ありませんが、現在の分別収集日でお願いしたいと考えています。

また、パンフレットなどで次の年の収集予定日を知らせることについては、市民の皆さんに分別収集が定着した状況では、分別収集日を変更しないほうが混乱を生じさせないのではないかと考えますので、分別収集カレンダーは当年のみのお知らせとしたいと考えています。

問い合わせ 市うみがめ課(津屋崎庁舎) ☎52・4953



国の事業仕分けを取り入れてはどうでしょうか

寺島 力三 さん

聞きちゃってんしゃい!

Q 国の事業仕分けは住民にとって、とても良い方向であると思います。

良い面は地方自治体も大いに見習い、福津市も率先して取り入れてはいかがでしょうか? 今回ご期待。

A 市では平成二十年度から行政評価制度を導入しています。行政評価とは事業の妥当性、有効性、効率性、公平性などをチェックし、予算も含めて事務の改革・改善などを行うものです。毎年、担当課が個々の事業について数値目標を立てて実施し、一年を振り返って事務事業評価を行い、次年度につなげていく仕組みです。平成二十一年度は市全体で七百七十事業を点検・検証しました。

次にこれらの事業の中から、市民の目線で市民が行う外部評価を行っています。外部評価は、専門家を含めた市民のかたで構成した行政評価委員会(公募委員を含めた十人で構成)で、事業の必要性、実施主体、仕事のやり方などについて議論、評価をしてもらいます。この結果を

受け、市は今後の事業のあり方や進め方などについて、必要な見直しなどを行い、一層のサービスの向上に努めていくというものです。なお、この外部評価については、広報ふくつおしらせ版十二月十五日号にも掲載しています。

政府の行政刷新会議が行った事業仕分けのねらいは、「個々の事業には組織や制度があり、その問題点を洗い出すこと。それによって事業の方向性の判断材料を提供することにある」と思っています。手法は異なりますが、現在市が行っている外部評価も市民目線で事業の問題点を洗い出し、事業の方向性を示すという点では、本質は同じものと考えます。市では行政評価制度をさらに充実させ、精度を高めようとしていますので、国が行っている事業仕分けの手法ではなく、現在の行政評価外部評価を充実させていきたいと思っています。

問い合わせ 市行政経営推進室(福岡庁舎) ☎43・8121

ごみの焼却は法律で禁止されているのですか?

イニシャル T・H さん

聞きちゃってんしゃい!

Q ごみの焼却は本当に法律で禁止されているのでしょうか。もしそうなら焼却炉炊きの風呂釜は使用できないのではありませんか。自然界にできた草や木を燃やしたら、農家の野焼きもやってはいけないことになりませんか。もちろんビニールや発泡スチロールなどのような物はダメだと思います。親戚にぜんそくで苦しんでいる者がいますので、理解できるつもりですが。

A ごみの焼却について、うみがめ課から説明します。

ごみ焼きについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」という法律があり、焼却が禁止されています。

しかし、すべての焼却が禁止されているということではなく、次のような焼却は例外とされています。

- 風俗習慣または宗教上の行事を行うための焼却
- 農作業、森林管理などで行われる収穫後のつるや刈り草などの焼却
- 日常生活を営む上で行っている軽微な焼却(たき火、キャン)



プファイヤーなど)

また、このほかでもお風呂や暖炉の燃料として焼却する場合は、ごみを焼却するということにはなりませんので、法律では禁止されてはいません。

しかし、焼却の例外も含めて、常識の範囲を超えている場合や迷惑行為となっている場合は焼却の中止をいただいています。したが、人によりとらえ方に差があることや事情が異なることもありますので、その際は当事者間で話し合いの上、解決していただくこともあります。

市では、基本的には焼却は禁止していますが、例外の場合などをお互いに考慮していただき、地域生活を円滑に行ってくださいと考えています。

問い合わせ 市うみがめ課(津屋崎庁舎) ☎52・4953

自由投稿コーナー「聞きちゃってんしゃい!ふくつ便」では、皆さんからの自由な意見・要望・談話などを投稿・紹介しています。福津市をもっと住みよく、もっと楽しくするためには皆さんの声がとても重要です。皆さんのさまざまな話をお聞かせください。お待ちしております。

おたより
寄せちゃってんしゃい
(お便りを送ってください)

聞きちゃってんしゃい! ふくつ便

点線に沿って切り抜き、必要事項を書いて、切手をはって投稿してください。

フリガナ _____

■ 氏名 _____

■ 年齢 歳 ■ 性別 男・女 _____

■ ペンネームまたはイニシャル _____

※記載がない場合は、実名での掲載とさせていただきます。

■ 住所 〒 _____

■ 電話()- _____

POST CARD
8 1 1 3 2 9 3

お手数ですが
50円切手をおはください

福津市役所広報秘書課
広報広聴係 行